h11-10-12

生徒会改革草案

補遺 3

専門委員会運営規則(案)

第 **1** 条　各専門委員会の主たる職務は、次のとおりとする。

1. (財務　募金運動の実践・推進)
2. 広報　校内放送・校内における報道活動
3. 文化　文化的活動の実践・推進
4. (校規　校規についての関心を高める)
5. (保健　保健・衛生への関心を高める)
6. 清(掃)美(化)　清掃活動の企画・実行<及び保健・衛生への関心を高める>
7. 図書　図書室の運営、本への関心を高める
8. 給食　給食に関する活動
9. 体育　体育行事の実施
10. 奉仕　奉仕活動の企画・実行<及び、募金活動の実践・推進>

第2条　専門委員会の運営にあたって必要な場合、委員より副専門委員長, 学年代表, 書記(記録係)及び必要な役員を任命することが出来る。

第3条　専門委員会は **2** ヶ月に一度、定例会を開く。

第4条　専門委員長が認めた場合、定例会以外に臨時の委員会を開くことができる。

第5条　専門委員会内で解決できない問題が生じた場合、生徒議会においてこれを審議する。

第6条　専門委員会規則の改正は、生徒議会の過半数の可決により成立する。

第7条　この規則は、平成　年　月　日より施行する。

参考　この規則の改正履歴

平成　年　月　日　　生徒会会則より分離施行

生徒会会則案の修正

生徒会改革草案の一部を次のとおり修正する。

[専門委員会の種類]
第37条　専門委員会は、広報，文化，清美，図書，給食，体育，奉仕の七つからなる。

解説

専門委員会運営規則は、現行の生徒会会則第 **6** 章及び附則より分離新設したものである。基本的な点では現行会則を継承しているが、現在の実状に合わせて変更した点がある。

この案**(**補遺 **3)**では、本体の専門委員会の種類に関する規定について大きな変更を加えている。具体的には、広報専門委員会の廃止の中止，保健専門委員会の清掃美化専門委員会への吸収合併，及び清掃美化専門委員会の清美専門委員会への改称、である。

広報専門委員会の復活については、同委員会の平成 **11** 年 **10** 月 **2** 日の公告を参照されたい。

第 **2** 条の規定は、是迄通り役員の委員からの互選を否定しているわけではないことに注意されたい。最終的に委員長が任命する、という意味でしかない。

平成 **11** 年度より年間計画が **2** ヶ月ずつとなったが、これに合わせて定例会は **2** ヶ月に一度でよいこととした。委員長の判断で臨時会を行えるので、是迄通り **1** ヶ月に **1** 度行ってもこの規定には反しない。現在、必要は無いけど定例会なので開かなければならない、ということがあるが、これにより少なくなると思われる。

この運営規則は生徒議会の議決により改正できる。生徒総会の議決の必要な会則本体と分離し、より柔軟な運用ができるものと期待する。